

(趣 旨)

第 1 条 群馬大学大学院教育学研究科（以下「本研究科」という。）における特別研究学生に関する必要な事項は、群馬大学大学院学則及び群馬大学大学院教育学研究科規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(入学の時期)

第 2 条 特別研究学生の入学の時期は、月の始めとする。ただし、特別な事情があると認められた場合は、この限りではない。

(入学志願)

第 3 条 特別研究学生として入学を志願する者は、所属する大学院を通じて、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書（外国人留学生の場合は交換留学制度申請書）
- (2) 研究計画書
- (3) 履歴書
- (4) 成績証明書及び在学証明書
- (5) 当該大学院等の長の推薦書
- (6) 健康診断書
- (7) その他必要と認められる書類

(入学許可)

第 4 条 特別研究学生の入学は、本研究科の教育研究に支障がない場合に限り、教授会の議を経て学長が許可する。

2 入学を許可したときは、所属する大学院を通じて、本人にその旨通知するものとする。

(研究期間)

第 5 条 特別研究学生の研究期間は、1 年以内とする。

(研究指導)

第 6 条 特別研究生は、協議に基づいて認められた研究課題の研究指導を受けるものとする。

(研究指導の報告書)

第 7 条 特別研究学生に対する研究指導が終了したときは、研究科長が研究指導の報告書を交付するものとする。

(許可の取消し)

第 8 条 特別研究学生として不適当と認められたときは、教授会の議を経て、学長が入学の許可を取り消すことがある。

(雑 則)

第 9 条 特別研究学生については、この規程に定めるもののほか、本研究科の学生に関する規定を準用する。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この規程は、平成30年 1 月17日から施行する。